

月額掛金

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	5口	4口	3口	2口	1口
15歳～60歳	男性	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
61歳～65歳	男性	*	*	*	2,855円	1,428円
66歳～70歳 (更新のみ)	女性	*	*	*	2,316円	1,158円
	男性	*	*	*	3,464円	1,732円
	女性	*	*	*	2,551円	1,276円

*掛金は、加入または更新される年の10月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。

*保険年齢とは、加入または更新される年の10月1日における加入者の年齢のことをいいます。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヶ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヶ月以下のものは切捨てます。)

*掛金は、福祉団体定期保険の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上の特典

法人の場合
法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

個人事業主の場合
個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは平成29年6月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険金・給付金をお支払いしない場合など

福祉団体定期保険について、次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

- 詐欺行為による加入・更新があった場合に、その加入者(被保険者)の加入・更新が取消しとなった場合
- 保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合に、その加入者の加入・更新が無効となった場合
- 契約者・加入者・保険金受取人が、保険金などを詐取する目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する認められたときなど、重大事由により契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

●死亡保険金・高齢障害保険金について

- ①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき
- ②契約者・保険金受取人の故意によるとき
- ③契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき
- ④戦争その他の変乱によるとき
- ⑤加入者の故意により高齢障害状態になられたとき

●災害保険金・災害高齢障害保険金・入院給付金について

- ①契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき
- ②受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③加入者の犯罪行為によるとき

(注)増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

富士商工会議所独自の給付制度〈独自給付A〉について

次の場合、免責または解除となり、保険金等はお支払いできませんのでお申込みに際し特にご注意ください。

- ①故意 ②自殺・犯罪行為・闘争行為 ③無資格運転・泥酔運転・暴走行為 ④疾病 ⑤山岳登山・スカイダイビング・ハンググライダーなどの危険な運動中 ⑥戦争・暴動

『ふじさん共済会』加入について

●『Newふじさん共済』の加入者は「ふじさん共済会」(当商工会議所運営)の会員となります。

●「ふじさん共済会」は、次の事業をおこない、会員は全ての事業を利用できます。

- ①生命共済制度等加入促進事業 ②親睦事業・旅行事業・健康増進事業 ③福利厚生制度等に関する情報提供 ④その他、会員に有益な事業

●会費は、掛金に含まれる制度運営費の一部を充当します。

加入者(被保険者)のみなさまへ

福祉団体定期保険は契約者・富士商工会議所・被保険者・当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員・保険料負担者・当商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。 生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは平成29年6月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

[お問い合わせ先]



富士商工会議所

〒417-8632 富士市瓜島町82番地
TEL 0545-52-0995 (代)

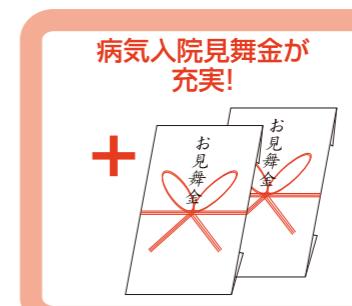
AXA アクサ生命保険株式会社
redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店]

アクサ生命保険株式会社 富士営業所

〒417-0057 富士市瓜島町82番地 富士商工会議所会館
TEL 0545-51-4661



■追加特典(ふじさん共済会が企画) 旅行・リゾート施設利用・人間ドックの割引・優待が受けられます。

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
- ②当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けけるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用する場合があります。アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
- ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

*このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

Newふじさん共済は、富士商工会議所が、アクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険(入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付)と当商工会議所独自の給付制度を会員のみなさまにご利用いただくものです。

入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付
+富士商工会議所独自の給付制度

「Newふじさん共済」は、福祉団体定期保険と会議所独自の見舞金・祝金をセットした共済制度



